

加古川市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成 20 年規則第 1 号。以下「細則」という。)第 6 条の規定により、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、細則において使用する用語の例による。

(対象建設工事の届出の添付書類)

第 3 条 対象建設工事の発注者又は自主施工者(以下「届出者」という。)が、代理人を選任して法第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出る場合は、委任状(書式第 1 号)その他の代理権限を証する書面を添付するものとする。

2 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成 14 年国土交通省令第 17 号)第 2 条第 2 項に規定する届出書には、同条第 3 項に規定する図書のほか、付近見取図を添付するものとする。

3 前項に規定する届出書の記載事項のうち工程の概要について、当該届出書の記載欄が狭いために当該届出書内に記載することができないときは、別紙として工程表(書式第 2 号)その他の工程の概要を示す書面を添付することができる。

(届出書副本の返付)

第 4 条 市長は、法第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合において、当該届出書が適正に記載され、かつ、添付図書に不備がないと認めるときは、当該届出書の副本に届出済印を押印して、届出者に返付するものとする。

(届出工事の取止め)

第 5 条 届出者は、法第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした後において、当該届出をした工事を取り止めるときは、届出工事取止届(書式第 3 号)を市長に提出するも

のとする。

(分別解体等の計画に係る措置命令)

第6条 法第10条第3項の規定による措置命令は、分別解体等の計画に係る措置命令書(書式第4号)により行うものとする。

(国等に関する特例の通知)

第7条 本市が法第11条の規定による通知をするときは、通知書(書式第5号)により行うものとする。

2 国又は県が前項の通知をするときは、前項の書式により行うことができる。

(分別解体等に係る助言又は勧告)

第8条 法第14条に規定する助言又は勧告は、分別解体等の実施に関する(助言・勧告)(書式第6号)により行うものとする。

(分別解体等に係る措置命令)

第9条 法第15条の規定による措置命令は、分別解体等に係る措置命令書(書式第7号)により行うものとする。

(出頭の要請)

第10条 市長は、法第42条第1項の規定による報告を求めるために必要と認めるときは、当該報告をすべき者に対し出頭要請書(書式第8号)により、出頭するよう要請することができる。

(立入検査)

第11条 市長は、法第43条第1項の規定による立入検査を実施した場合は、建設リサイクル現地検査書(書式第9号)を調製するものとする。また、同項の規定によらず任意に立入検査をした場合においても同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。